キャンセル手数料変更のお知らせ

キャンセルペナルティのAA手数料が変わります！！

【現　状】￥20，000円（内税）

↓

【変更後】￥30，000円（外税）

クレームに関するキャンセルのAA手数料

一律￥20，000円（外税）

実施日

第701回 2014年3月1日AAより

参　加　規　定

この規定は古物営業法等、監督官庁、並びに業界指導団体等の施策と指導をもとに、株式会社ＨＡＡ神戸(以下ＨＡＡという)が開催するオークションの運営基準と参加者の遵守義務を定めたものです。

（参加資格）

第１条　ＨＡＡに参加できる資格者は原則として次の条件を満たし、ＨＡＡが参加を認めたものとします。

１．所轄公安委員会発行の『古物自動車取扱古物許可証』の所有者であり、所有後１年以上経過していること。

２．設立１年以上で常設の販売営業所、またはストックヤードを持ち、営業を行っていること。

３．ＨＡＡで実績のある会員の紹介を要すること。

４．その他、ＨＡＡが要請する必要書類を提出すること。

５．すでに会員登録されていても、ＨＡＡの要請する必要書類の提出がない場合は取引制限、あるいは参加資格を解除する場合があります。

６．ＨＡＡ規定、及びＨＡＡの裁定に従わない場合は取引制限、あるいは参加資格を解除することがあります。

（参加契約）

第２条　前条の参加資格を得た者は、次の諸手続及び審査をＨＡＡが指定した日までに完了し、『登録証（メンバーズカード)』、及び『ＩＤカード』の貸与を受けなければなりません。

１．市場参加契約申込書を差し入れすること。

２．保証金をＨＡＡに預託すること。

３．入会金を払い込むこと。

４．ＨＡＡが要請する必要書類（連帯保証人を含む)、営業拠点の写真などを具備すること。

５．会場施設内ではＩＤカードを常時確認しやすい位置に携行すること。

（保証金及び入会金）

第３条　登録保証金についてはＨＡＡが定め、次の条件にて預託します。

１．保証金は１０万円とします。

２．保証金は無利息とします。

３．保証金は会員がＨＡＡに対して負担する債務を担保するものとします。
ただし、保証金が債務の支払等に不足するときは、ＨＡＡの指定した期日までに当該不足額を入金していただきます。

４．保証金は参加契約を解約した場合に精算のうえ払い戻します。

５．入会金は５万円（税別）とします。

（登　録　証）　「メンバーズカード」・「ＩＤカード」

第４条　ＨＡＡより交付されたメンバーズカード、及びＩＤカードは、オークションに参加するときこれを携行していただきます。

（メンバーズカード）

第５条　１．会員はオークション当日、事務局受付にてメンバーズカードを登録することによりオークションに参加できるものとします。

２．メンバーズカードの管理責任は会員にあるものとします。

３．メンバーズカードによるトラブル（バイヤー席に不在時の落札等）は、当該メンバーズカードの会員がすべての責任を負うものとします。

４．オークション当日にメンバーズカードを持参されなかった場合は所定の手続きの後、仮メンバーズカード（スポットカード）を有料にて貸し出します。

その場合、保証金を１万円とし仮メンバーズカード返却時に返金します。別途、仮メンバーズカード発行手数料として3,０００円を計算書にて請求します。

５．メンバーズカードの紛失・破損、または盗難にあった場合は、速やかにＨＡＡ事務局に申告して下さい。

６．メンバーズカードの再発行は所定の申請書を提出していただき、手数料として5,０００円を申し受けます。

（ＩＤカード）

第６条　１．会員はオークション会場への入場に際してＩＤカードを携行するものとし、その管理責任は会員にあるものとします。

２．オークション会場入場の際に、ＩＤカードを持参されなかった場合、所定の手続きと手数料を支払うことにより仮ＩＤカードを発行いたします。

尚、退場時に仮ＩＤカードを返却しなければならない。

万が一、返却しなかった場合、別途定めるペナルティをＨＡＡに支払わなければならない。

３．ＩＤカードの紛失・破損、または盗難にあった場合は速やかにＨＡＡ事務局に申告して下さい。

４．ＩＤカードの再発行、及び会員への追加発行は、所定の申請書を提出していただき、手数料として1,０００円を申し受けます。

５．ＩＤカードの発行限度枚数は、１社につき５名以内とします。（代表者本人及び社員の方に限ります）

６．ＩＤカード作成申請書には、登録会員の実印を押印することとします。実印の押印なき場合は、発行致しません。

（コンピューター等設備の事故）

第７条　コンピューター及び設備等の不測の事故によりオークションが運営できないときは、ＨＡＡの裁定に従っていただきます。

（権　　利）

第８条　会員はＨＡＡの主催するオークションに車輌を出品、または落札することができるものとします。

（制　　限）

第９条　１．ＨＡＡは必要に応じて、個々の会員の参加、出品、落札、及び落札額を制限することができるものとします。（与信限度額の設定）

２．会員が落札車輌代金等の支払を遅延している間は、次週以降のオークションにおいて出品車を落札する権利を有しないものとします。（ＨＡＡの指示する取引制限の遵守）

（義　　務）

第１０条　オークションにおける出品・成約・落札等すべての取引はコンピューターシステムで処理され、参加者はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならないものとします。

（禁止行為）

第１１条　次の行為を禁止します。また、場合によりＨＡＡの判断によりペナルティを科すこともあります。

１．名義貸しによる出品・落札、メンバーズカード・ＩＤカードの貸与・ポス端末機の代行操作等の行為。

２．一般消費者（ユーザー）及びＨＡＡが認めた方以外をＨＡＡ内に同伴する行為。

３．セリ前、及びセリ後の直接商談。

４．ＨＡＡ内での放歌高吟、暴言暴行等会場の秩序を乱す行為、並びに品位を損なう行為。

５．関係者以外の事務局、調整室等への立ち入り。

６．「出品車」を出品店自らセリ参加する行為。または、それに類似する行為。

７．落札車輌及び名義変更書類等に対するユーザー及び出品店への直接の問い合わせ。（ペナルティは5 万円とします。）

８．所定の場所以外に出品車や自家用車を駐車すること。

９．その他、諸々の規則に違反する行為をすること。

（損　害　等）

第１２条　オークション開催中にやむを得ぬ事情によりセリ不能となったとき、参加者に取引上の損害があってもＨＡＡは損害賠償の責任を有しないものとします。

（申　告　等）

第１３条　会員は、入会登録時の登録事項（商号、住所、電話、その他の内容）に変更があった場合、所定の変更届でＨＡＡに直ちに報告するものとします。

（合意管轄）

第１４条　市場参加契約に関する裁判の管轄は、神戸簡易裁判所または神戸地方裁判所とします。

取　引　規　定

（落札店の代金決済）

第１条　１．落札車の代金、自動車税預かり金、名義変更保証金、諸手数料、消費税等は、オークション当日を含む１週間以内に銀行振込で支払うこととします。
また、同開催日に成約車輌がある場合は、相殺にて支払うことになります。

２．クレーム、キャンセル等により調停中の場合で落札店への支払が発生する予定であっても、一旦は計算書の請求金額を支払うこととします。

３．振込手数料は、送金側の負担とします。

４．現金・小切手による入金は、止むを得ない場合にのみ受け付けます。

５．小切手による入金は銀行引き落とし後の入金処理となります。（原則として受け付けません。同府県内小切手で決済に３～４日程度の日数を要しますので書類の発送が遅くなります。）

６．オークション会場へ直接現金持込みにて支払う場合の受付け時間は、月～金曜日の午前９時３０分より午後５時までとし、日曜日、祝日は受け付けしません。オークション当日の受付は午前９時３０分よりオークション終了後１時間までとします。

※　受付時間以外は出庫票の発行ができませんので、特に現金会員の方は注意して下さい。

（出品店の代金決済）

第２条　１．成約車輌代金は、譲渡書類がＨＡＡに到着した日の翌銀行営業日に振込みにて支払います。

２．諸手数料等は、相殺にて支払います。

３．当該開催日以前の落札車輌代金で未収がある場合は当該開催の支払いと相殺致します。

４．①落札車輌がある場合は、落札金額を相殺した金額の支払とします。
②未収がある場合は、未収金額を相殺した金額の支払となります。
③落札車輌の書類の発送は、落札車輌代金を上回る成約車輌の書類入庫後発送となります。

（消　費　税）

第３条　１．成約・落札車輌代金、諸手数料等には法で定められた消費税を申し受けます。

２．セリ価格表示盤に表示される車輌価格には消費税は含みません。

３．福祉車輌の消費税の取り扱いはＨＡＡ判断に従っていただきます。

（自動車税・自動車税相当額）

第４条　１．検査付車輌の自動車税は当該年度まで完納されているものとします。

２．検査付車輌の自動車税は、原則として、オークション開催日の当月分までを出品店負担とします。
未納、もしくは分割納付されている場合、これに対して発生する延滞金は出品店負担とします。（ただし、ＨＡＡの判断により年度末や当月名変依頼があるものに関しては、

別途特別ルールを設定し精算する場合があります。）

~~３．検査付き車輌（軽自動車を除く）を落札した場合、開催月の翌月より年度内残月分の自動車税相当額を落札店より預かります。~~

４．軽自動車で検査付車輌を落札した場合、開催年度内の自動車税は出品店負担とします。

~~名義変更保証金として落札店より１万円を預かります。~~

~~年度末（３月）開催分の場合４月名変の車輌は保証金の内から精算し新年度の軽自動車税は出品店より納付していただきます。~~

~~５．上記自動車税相当額及び名義変更保証金は名義変更手続き完了後その写しにて毎月１回事務局到着分を集計して精算します。（原則として月１回、月初開催のオークション計算書にて）~~

~~（1）出品店への支払い~~

~~成約車輌が都道府県を問わず移転登録された場合には、落札店より預かる自動車税相当額を出品店へ支払います。~~

~~抹消登録の場合、開催月の翌月以降に限り支払います。（翌月の抹消の場合は、１ヶ月相当額）~~

~~（2）落札店への支払い~~

~~落札車輌が抹消された場合のみ自動車税相当額預かりを返金します。但し、開催月翌月より抹消登録が行われるまでの期間は、落札店が自動車税相当額を負担することとし、出品店へ相当額を支払います。~~

６．出品店が納付すべき自動車税、軽自動車税は必ず完納し、落札店で継続検査が受けられるようにしていただきます。

年度末（３月）開催分の場合、４月に名義変更された車輌の新年度自動車税は出品店から納付していただきます。

（セ　　リ）

第５条　１．セリはＨＡＡ独自の方法で運営します。

２．オークションの出品・落札車輌に関するデータ、オークション情報（成約価格を含む）その他一切の情報の開示・利用の方法は、ＨＡＡが相当と認める方法により定めます。

（セリ価格調整）

第６条　~~原則として立ち会い調整とします。~~

１．オークション当日に不在の場合は代行価格調整ができます。この場合、出品店はＨＡＡに対して該当車輌のセリが始まる２００台前までにAS⇊　∂申告していただきます。（その場合、設定価格の15,000円下より売り切る場合があります。）

２．１．において指示された調整価格は当日限り有効とし、流札後の再出品の場合は再度、調整価格をAS⇊　∂申告していただきます。

（コンダクター権限）　「価格調整権限」「再セリ」

第７条　コンダクター（調整人）は、セリ状況によりスタート価格を変更できる権限を有するものとします。

1．「調整室へ来られた場合」コンダクター権限として、〇〇〇円以上は１万５０００円、〇〇〇円くらいは３万５０００円の調整幅を有することとします。

2．「出品リストの調整価格、またはＨＡＡに売切り価格を指示された」場合、申告された金額以上で売り切ることとしますが、コンダクターの判断により１万５０００円下より売り切る場合があります。

3．出品店の立合調整がない場合、調整人は希望価格に対して「３万５０００円」の調整権限を有するものとします。

4．再セリはコンダクターの判断による場合のみとし、原則として行いません。

・ノーコール（応札のない場合）車輌の再セリ

・スタート価格以下での再セリ

・最終応札価格より上での再セリ

は一切行いません。また、再セリを行った場合は売切りとします。

※ 売却価格の目安

出品票	調整室	コンダクター権限
調整価格	〇〇〇円以上	１５，０００円の調整幅
希望価格	〇〇〇円ぐらい	３５，０００円の調整幅

（商談コーナー）

第８条　１．商談受付価格は下記とおりとなります。

	①	②	③
0 円売切り・リバース	スロー価格－95,000 円(調整金額)	最終応札＋10,000 円	ｽﾀｰﾄ価格＋10,000 円
上記以外のコーナー	スロー価格－95,000 円(調整金額)	最終応札＋30,000 円	ｽﾀｰﾄ価格＋30,000 円

①か②のどちらか高い方。

上記の結果がスタート価格以下の場合、③になります。

2．商談受付は、AS⇊　∂受付致します。

口頭、電話による受付は致しません。

3．当該車輌セリ終了後５分以内は応札順位を優先します。

4．商談受付後、３０分以内に成立しない場合、あるいは不在の場合は流札といたします。

5．流れ車の最終応札価格・成約価格・商談の有無のお問い合わせは下見検索システム又はサービス端末機を利用してください。

6．指定された用紙に購入先が先に個人名でサインし、出品店が個人名でサインをした時点で成約とします。ノーサインでも購入店の希望価格、あるいは商談受付価格で出品店が同意した場合は、その時点で成約となります。（商談受付後 30 分以内）

7．オークション終了をもって商談受付を終了します。

8．ポス変更、当日の抹消依頼、ペナルティキャンセルなどの場合、ＩＤカードを提示していただきます。ただし、外部応札でのポス変更は同一端末間のみとします。

（ポス変更、ペナルティキャンセルは、必ず出庫券を持参の上、各窓口へ申し出て下さい。）

９．以下の商談は原則として受け付けません。

・電話連絡による商談

・セリ中、既に出庫されている車の商談

・セリ前及びセリ後の直接商談

・キャンセル車の商談

・逆商談

・商談受付可能価格以下での商談（少額の上乗せ商談も含む）

・商談落札車のペナルティキャンセル（買い間違い等）

１０．出品店、購入店とも商談保留時間を連絡後最大３０分間とします。

・出品店は、商談申込の連絡を受けた時間から３０分以内に最終価格の提示をしない時は出品店からの商談流れとし、以後の商談も受付しないものとします。

・購入店に最終価格の提示後３０分を超えた時点で、当該商談は流れとなり後順位の申込店へ商談を進めます。

（当日キャンセル）

第９条　１．当日ペナルティキャンセルの受付時間は落札店・出品店の一方からの申出により当該出品車セリより２時間以内、オークション終了後は最長１時間以内とします。

２．ペナルティとして落札価格が 250 万円以下の場合、申告者より７万円徴収し、相手方に５万円支払うとともに、ＨＡＡは手数料として２万円を申し受けます。
落札価格が 250 万円を越える場合、申告者より落札額の 2%＋2 万円徴収し、相手方に落札額の 2%支払うとともに、ＨＡＡは手数料として２万円を申し受けます。

~~（車輌所有権の移転、落札車輌代金等不払いの場合の措置）~~

~~第１０条１．落札車輌の所有権は、落札店がＨＡＡに対して落札車輌代金等を支払った事をＨＡＡが確認した時点で落札店に移転するものとします。~~

~~２．落札店が落札車輌代金等をＨＡＡに支払う以前に、ＨＡＡが出品店に対して成約車輌代金を支払った場合、ＨＡＡはその車輌代金等を担保するために、代金決済まで当該成約車輌の所有権を取得し留保するものとします。~~

~~３．落札店が落札車輌代金等の支払を遅延した場合、ＨＡＡは落札店の承諾を得ずとも当該車輌の名義をＨＡＡに移転出来る事とし、落札店は予めこれに同意する。この場合の名義移転に係る費用、自動車税その他の費用は、落札店の負担とする。~~

~~４．落札店が落札車輌代金等の支払いを遅延した場合、ＨＡＡは第２項の所有権に基づき、落札店（落札店からの譲受人を含む）から、当該車輌を引き上げた上、これをオークションに出品して売却し、落札車輌代金等に充当する事が出来る。~~

解　約　規　定

（任意解約）

第１条　ＨＡＡ参加契約者は、参加契約を任意に解約することができるものとします。

（強制解約）

第２条　ＨＡＡは参加契約者が次のいずれかに該当する場合、事前通告することなく参加契約を強制解約できるものとします。

１．オークション取引上の債務につき、支払い義務を怠ったとき。

２．他より差押え・仮差押え・仮処分の申立を受け、または会社整理・更正手続きの申立、破産もしくは和議等の申立をしたとき。

３．手形・小切手の不渡り、銀行等の金融機関から取引停止処分を受けたとき。

４．社会的信用を損ねる行為があったとき。

５．ＨＡＡの定めた諸規定・規約等に抵触する重大な違反があったとき。

６．ＨＡＡ参加契約者は強制解約に対して異議を申し立てないものとし、解約と同時にオークション参加登録（いわゆるメンバー登録）を抹消します。

（解約手続）

第３条　１．登録参加契約書、保証金預かり書、メンバーズカード、及びＩＤカードを速やかにＨＡＡに返却し、所定の念書（印鑑証明書を添付すること）を差し入れることとします。以上を確認した上で保証金を銀行振込にて返金します。

２．未収金がある場合は保証金と相殺した上で返却します。また、未収金が保証金より多い場合は、ＨＡＡが指定した日までに不足額を支払っていただきます。

３．書類・名義変更コピーの未入庫がある場合、すべて入庫された後に保証金を返金します。

出　品　規　定

（出品の制限）

第１条　ＨＡＡはオークションの運営を円滑に行うために必要がある場合、出品車を制限することがあります。

（出品条件）

第２条　出品店及び出品車は、次の諸条件を満たすことにより出品できるものとします。

１．ＨＡＡと参加契約が結ばれていること。

２．出品制限車でないこと。（出品規定第４条　出品制限車）

３．譲渡書類が完備し、書類名義変更規定を充足すること。

４．ＨＡＡの検査を受けること。（検査規定第３条　ＨＡＡによる検査）

５．車検の有効期限がオークション開催日当日までの車輌は検査付で出品できます。

６．燃料漏れ、オイル漏れ等、危険がないこと。

７．落札店からクレーム、及びトラブルにかかわる申告があった場合、ＨＡＡの調停に協力し調停が難航した場合はＨＡＡの裁定に従うこと。

８．バッテリー、ガソリンなど点検済みで自走可能であること。（リサイクルコーナーは除く。）

９．リモコンスイッチ、保証書等、簡単に持ち出しできるものは出品店で保管し、成約後ＨＡＡに提出すること。車輌積込のまま落札店到着時に紛失している場合は、出品店の責任とします。

１０．部品後日渡しは、出品店がＨＡＡに送り先を確認後、１週間以内に送料を出品店負担にて直送すること。（ＨＡＡでは中継しません。また、着払いを条件に記載されても無効です。）

１１．出品車に出品票が搭載されていない車輌は出品できません。

１２．８ナンバー登録車、及び大型車コーナー出品車は検査証のコピーを出品車内に貼付すること。

（出品店義務）

第３条　出品店は、次の事項を義務として厳守していただきます。

１．出品票はセリ市場における契約書とみなしますので、明確かつ慎重に記入すること。

２．出品店は出品車輌の検査を行い、エンドユーザーの立場に立って、その仕様、品質、不具合、欠品、程度等を誠実に申告すること。

３．出品店は、出品票に車名、年式、形状、グレード、装備等の基本事項を必ず記入すること。

４．ＨＡＡの検査結果について、出品店は責任を負うものとします。

５．同時に出品車の不具合箇所があるにもかかわらず故意に申告しなかった場合、ＨＡＡは出品店に対して、参加制限、参加停止、参加契約の解約などのペナルティを課す場合があります。

６．検査切れの出品車は出品店側でプレート切りを厳守すること。

7．オークション当日に限り、開催日の翌々月まで検査期限の車輌について落札店より抹消依頼された場合、出品店はＨＡＡにナンバープレート外しを依頼し、プレートを受け取った後に抹消登録を完了して書類を提出すること。その結果、出品店へ車輌代金の支払いがストップする場合、特別一部支払制度、あるいは抹消登録代行制度（有料）を利用することができます。

落札店よりの抹消依頼は、当該車輌のセリ終了後２時間以内且つ、オークション終了時迄とします。

8．出品店義務違反の罰則は、下記の通りとします。

・バッテリーあがり　　１，０００円

・ガス欠　　１，０００円

（ただし、成約車輌搬出時のガス欠は落札店負担とします。）

9．テレビ、ナビ、リモコン、保証書等、簡単に持ち出し出来るものは出品店で保管し、成約後ＨＡＡに提出することとします。（車内積込みのままでの盗難等に関しては出品店責任となります。）

10. 交通違反（出品前）に伴う継続検査が受けることができなかった場合、ペナルティーとして、10,000 円を出品店より徴収し落札店に支払います。(陸運事務所及び軽自動車協会発行通知書を提出のこと)

出品店は、すみやかに反則金を納付し、継続検査が受けられるようにすることとします。

（出品制限車）

第４条　１．盗難車、接合車（通称ニコイチ）、車台ナンバー改竄車、差し押え車、抵当権付き車、現状営業ナンバー車。

検査付出品車輌のプレート欠品及び封印欠品車（いわゆる名変中プレート後日、封印欠での出品）（軽自動車は除く）

２．車輌運送法等により車検に受からない車輌。（ただし部品交換等で可能なものは除く）

３．国産未登録車(完成検査期限が翌月末まで期限があるものは出品可)、輸入車（ただし、輸入車の予備検付車輌で翌月末まで期限があるものは出品可）

４．その他、検査員及びＨＡＡの判断により出品を制限することがあります。

（出品ブロック）

第５条　各ブロックの各コーナーは、別表Ｉに定めます。

１．各ブロック出品車は、オークション開催日前日の正午までに搬入された出品車輌。

（ただし、出品票が搭載されていない車輌は対象外となります。）

２．当日ブロックとは、オークション開催日前日の正午から、オークション当日の午前11時までに搬入された出品車。(ただし、出品票が搭載されていない車輌は対象外となります。)

３．各出品コーナーのレーン指定、番号指定はできません。

※ 別表Ｉの各ブロックの各ユーザー・初出品コーナー/各ユーザーNEXT・初出品 NEXT コーナーは次の条件を満たす車輌のコーナーとします。

① 国産車に限る。

② オークション開催日以前２ヶ月間にＨＡＡを含むオークションの出品・業販歴のない車輌。（出品取り消し車、未セリ車輌、ネットオークション流札車輌・入札会車輌は除く。）
③ 車歴は自家用、リースのみとし、ドレスアップ車の出品も可。
④ 走行距離は各ユーザーコーナー・初出品で実走行１０万ｋｍ未満、各ユーザーNEXT・初出品コーナーは走行距離不明車・改竄車を除きます。
⑤ 評価点は各ユーザー・初出品コーナーでＨＡＡ評価点３．５以上の車輌。各ユーザー・初出品 NEXT コーナーは HAA 評価点３点以下の車輌（各ユーザーコーナー・初出品コーナー希望車で評価点が３点以下の車輌は、各ユーザー・初出品 NEXT コーナー に移行することになります。）
⑥ 出品車の名義は、問いません。

各ユーザー・初出品コーナー・NEXT コーナーに関する注意事項

① オークション開催日の当日を起算日として 28 日以上の書類期限を満たしている場合のみ出品リスト記入により出品を可能とする。（セリ前、セリ後の所有権設定は可とする。）
② 名義変更中は出品できません。（セリ後のプレート変わらずの名変は可とする。）
③ 一度出庫された車輌、及びキャンセル車等の再出品車輌は、各ユーザー・初出品コーナー/各ユーザー・初出品 NEXT コーナーに出品できない為、その他のコーナーでの出品となります。
④ コーナーの再出品は連続１回限り、その後は該当のコーナーに移行しますが、２回以上の再出品は、義務違反となります。（当日コーナーの流札車は、出品履歴をカウントしません。）
⑤ 出品時はオークション当日、出庫票の再出品変更欄、出品ブロックの箇所に「各ユーザー・初出品コーナー又は各ユーザー・初出品 NEXT コーナー」と明記して再出品受付ボックスに投函した車輌とします。（電話、ファックスでの受付はできません。）
⑥各ユーザー・初出品コーナー又は各ユーザー・初出品 NEXT コーナー義務違反に対するクレーム申告期限は書類発送後１０日以内とし、クレーム対応は落札店権限の値引き１０万円又はペナルティキャンセル【１２万円（落札店１０万円、当社手数料２万円）＋ 陸送費】とします。（転売後でも受付可ですが、値引きのみとなります。）
⑦ インターネットオークションは出品歴と判断しません。
⑧ 検査付で成約した車輌が抹消車輌であった場合、各ユーザー・初出品コーナー/各ユーザー・初出品 NEXT コーナー義務違反となります。但し、検査期限違いで検査残月がオークション出品当月まであった場合は、値引き５万円、又はペナルティキャンセル【７万円（落札店５万円、当社手数料２万円）＋ 陸送費】とします。

（出品手続き）

第６条　出品店は、次の手順により出品手続きを行うものとします。

１．出品票に基本事項を記入し、出品店義務を履行したものをダッシュボードの上、また

は助手席の上に置くこと。

２．所定の搬入時間内にＨＡＡに搬入すること。

３．所定のＨＡＡ出品車置き場に係員の指示に従って整然と並べること。

４．当該開催で流れた車輌、及び落札した車輌を引き続き次回開催に出品する手続きを出品代行とし、火曜日午後５時までＨＡＡに委託することができます。ただし、代筆による間違いは、一切その責任を負わないものとします。

（出品票記入方法）

第７条　誤解を招く様な紛らわしい、不適切な記入の仕方は絶対にしないで下さい。(クレーム対象)

１．会員番号、会員名、スタート価格、希望価格は必ず記入すること。（空欄の場合、出品取消、または流札扱いとなります。）

２．出品コーナーの指定を記入すること。(空欄の場合、前日・当日コーナーとなります。)

３．年式とモデルが違う場合は、必ず出品店記入欄に明記すること。（軽自動車の普通車再登録を含む。年式欄には検査証の初年度登録年を和暦で記入し、出品店記入欄には年式モデルを記入すること。）

４．グレード欄は正規のグレードを記入、パッケージ、記念車、限定車も記入すること。（純正以外の部品名及び、○○仕様等は記入しないこと）

５．車歴表示で、レンタアップ、営業車等は、所定の欄に記入すること。リース車は自家用車扱いとし、空欄で記入なき場合は自家用と見なします。

６．標準装備の部品が欠品、及び不良の場合も記入すること。

７．レスオプションの場合は、レスした部品を記入すること。

８．セールスポイントとして記入した場合、その部品が不良の場合は記入すること。

9. 前期、後期、及び前期モデル、後期モデルと記入する場合は、その車輌の年式をベースにモデルチェンジ、マイナーチェンジした時点を境として前期、後期を区別すること。

10. ワンオーナー車とは、新車登録時から同一の使用者名義であることが基本ですが、商品車登録の名義変更はワンオーナーと見なします。

11. バンや、乗用車等でも、基本乗車定員以外の場合は記入すること。

12. 外車、逆輸入車等はディーラー車・並行車（新車並行車とは、新車輸入時に通関証明コピーを有する車輌)、及びハンドル位置（左Ｈ・右Ｈ）を記入すること。

13. 走行距離の記入は通常、現メーターの走行距離を記入しますが、１０万単位の表示の無い車輌（軽自動車等）で１０万Ｋｍ以上走行しているものは、その実走行距離を記入すること。

14. 走行不明車は（＃）・メーター改竄車は（＊）・メーター交換車は（＄）を必ず走行距離の前に記入し、注意事項欄（出品店記入）にメーター改竄車又はメーター交換車又は走行不明車のいずれか該当するものを記入すること。

15. 外装色のカラーナンバーは必ず記入すること。(色替車の場合は記入しない)

16. 色替車の場合、色替え記入欄に「色替車」と記入し外装色は現在色を明記すること。不適切な記入はクレーム対象となります。

17. 車検付車輌の出品で“自賠責なし”は受け付けません。出品票に記入したままセリを行っても無効となります。(出品店で自賠責を加入していただきます。)

18. コーションプレートのない車輌を出品する場合は、出品店記入欄にその旨を記入すること。記入がない場合はクレームの対象となります。（車輌の製造時からコーションプレートがない車輌はクレーム対象となりません。）
19. 「新車保証書」及び「取扱説明書」がある場合は、各欄に丸印を記入すること。（車内には積み込まないで書類と一緒に事務局に提出すること。車内に積み込まれ紛失・盗難になった場合は出品店責任とし、クレーム対象となります。）
20. 軽自動車を名義変更中で出品の場合は、出品店記入欄に「名義変更中、ナンバープレート後日」と明記のこと。また、プレートナンバー記入欄にも「名義変更中」と記入すること。
21. 検査が無い場合は登録ナンバーを記入しないこと。
22. ８ナンバー登録車は登録内容（キャンピング・放送宣伝車等）を記入の上、装備品の欠品もしくは改造等も記入すること。
23. ホワイトボディ乗せ替え等は出品店記入欄に明記すること。
24. リサイクル料金預託済金額欄には、その車輌の預託済金額を記入し、未預託の場合記入しないこと。
25. トラック・バン車輌(大型・軽四輪車輌を含む)のグレード記載欄に記載されている架装物は、純正・社外品は問いません。
26. 整備点検やタイミングベルト交換等の作業に関する記入がある場合、証明資料(ＨＡＡが認める)が必要となります。

（出品内容の変更、訂正）

第 8 条　出品票、及び出品リストの掲載内容が異なっている場合、出品店はＨＡＡに申告しなければなりません。異なった内容の全責任は出品店が負うものとします。

１．申告は当該車輌のセリ開始200台前にAS⇊　∂ＨＡＡに申告し、変更、訂正すること。なお、調整室での出品内容の変更は一切受け付けません。

２．オークション開催日までの変更・訂正はAS⇊　∂ＨＡＡまで電話で連絡し、担当者名を必ず確認すること。また、ＦＡＸでの変更、訂正依頼の場合も変更・訂正がなされているか、電話で確認してください。

３．出品リストに記入してある内容を「不明」「？」に訂正できません。正確な内容が不明な場合は出品を取り消してください。

~~（オークション手数料）~~

~~第 9 条　各コーナーのオークション手数料は、別表Ⅱに定めます。~~

（手　数　料）

第１０条　各手数料は次の通りとします。

１．出品票の代筆手数料は1,000円とします。

２．ナンバープレートの取り外し・取り付けは、各2,000円（消費税別）とします。

３．出品票の郵送料は実費とします。

４．出品受付後の出品取消しは、事由を問わず手数料は返却しません。

５．出品番号が確定した後、出品制限車であることが判明したときでも、手数料は返却しません。

６．抹消登録の代行手数料は１０，０００円（消費税別）を申し受けます。

７．キャンセルの場合のオークション手数料は、通常キャンセルの場合１０，０００円、ペナルティキャンセルの場合２０，０００円とします。この場合、当初の出品･成約料は出品店に返金し、落札料は落札店に返金します。

（流　れ　車）

第１１条　流れ車はオークション開催日の翌週火曜日午後５時までに引き取るものとします。

１．流れ車は翌週火曜日午後５時を過ぎると自動的に再出品となり、再出品手数料を申し受けます。

２．再出品でコーナー、価格変更、及び訂正事項があれば、火曜日午後５時までにAS⊥　∂ＨＡＡ営業課に電話で連絡してください。(再出品の場合、前回の調整価格は無効となります。)

３．オークション当日、出庫票を指定の箱に投入しておけば、再出品代行手数料が無料で再出品となります。ただし、投入後の再出品取消･搬出･コーナー変更は一切できません。価格変更､及びリスト内容の訂正については､出品規定第８条出品内容の変更･訂正に基づき訂正できます。

（落　札　車）

第１２条　落札車も、出品規定第１１条流れ車に準じます。ただし、落札車は申告がない限り、自動的に再出品しません。

（搬入、搬出）

第１３条　「搬入方法」

１．出品車以外の搬入は厳禁とします。

２．搬入時間を厳守してください。

３．出品票を確認の上、ＨＡＡ担当者の指示に従い、出品車置場に整然と搬入してください。

４．出品票のない車輌は、事前にＨＡＡ営業課に連絡の上、出品車にメモ等確認出来るようにしてください。

５．４項を実行していない場合、出品規定第２条出品条件１１項が適応され、出品保留となります。

「搬出方法」

６．ＨＡＡは原則として陸送の手配はいたしません。

７．出品車以外の車輌の搬出は、ＨＡＡ営業課の許可が必要です。

８．各出品車の番号札と車輌を確認の上、番号札の裏に引取者名（出品店または落札店）を記入してから出庫票と番号札を一緒にＨＡＡ係員に渡し、出庫許可を得てから出庫してください。

９．出庫票がない場合は、番号札の裏にＨＡＡの確認印と引取車輌出庫許可申請書を係員に提出し出庫許可を得てから出庫してください。

10．出庫の際、ＨＡＡの指示によりＩＤカード及び免許証等の身分証明書の提示をしていただくことがあります。

11．出庫の際、現車と出品票とを確認して異常の有無をよく調べてください。搬出後の損傷、盗難等に関して、ＨＡＡは一切の責任を負いません。

（長期滞留車及び、放置車の罰則と強制処分）

第１４条　流れ車、落札車で再出品しない車輌は翌週火曜日午後５時までに引き取ることとします。

１．これを厳守しない場合は、「長期滞留車」として次のペナルティが科せられます。

・開催日の翌週木曜日午前９時までに搬出されなかった場合は５，０００円

以後７日を経過する毎　　１０，０００円

なお、徴収に応じない時は保証金より差引くものとします。

また、長期滞留車、放置車輌の場内外における事故損傷、盗難等についてＨＡＡは一切責任を負いません。

※　出品車、落札車、流れ車以外の所有者不明の放置車は、１週間を経過した後、強制的に処分します。

(天災・地変による車輌損害)

第 15 条　1. HAA 会場に搬入された車輌について、搬出までの間に、天災・地変その他の HAA の責に帰することのできない事由によって車輌に故障その他の損害が生じた場合には、HAA は一切責任を負わないものとする。

2. HAA 会場内において、事故が発生し、それにより車輌の損害が生じた場合も前項と同様とする。

3. HAA の責に帰さない事由によって、HAA 会場内の下見の際に生ずる車輌事故については、HAA は一切責任を負わないものとする。

4. HAA 会場内において、事故が発生した場合は、会員は速やかに HAA に事故の発生を連絡しなければならない。

(盗難・事故と損害)

第 16 条　1. HAA 会場内において、車輌の盗難事故が発生した場合は、セリ前および流札車輌については HAA における取引価格とし、セリ後の車輌については落札価格をもって損害の限度とする。

2. 盗難による部品損害については、標準装備品および装備が出品票に明記されたものに限るものとし中古部品時価相当額をもって損害の限度とする。

検　査　規　定

（目　的）

第１条　　ＨＡＡで取り扱う出品車の品質表示、取引における良好な市場環境の維持を目的とします。

（出品店義務）

第２条　　１．出品店は、出品規定に基づき出品車の点検を行うものとします。

２．出品店は出品車輌の点検結果を出品票に正確に記入し、その結果について責任を有するものとします。

３．出品店は、ＨＡＡの品質検査による見落としがあっても、出品店としての責任を有するものとします。

（ＨＡＡによる検査）

第３条　　１．ＨＡＡに出品するすべての車輌は、ＨＡＡの検査員による品質検査を経て出品するものとします。

２．検査員はＨＡＡの検査資格基準を満たし、認定を受けた者とします。

（評価基準）

第４条　　評価基準は、次のとおりとします。

①　Ｓ 点　　登録後１年以内で、走行 10,000 ㎞以内。無傷、無加修。

②　６ 点　　登録後 3 年以内で、走行 30,000ｋｍ以内。内外装ともほとんど無傷、無補修で加修の必要がなく、そのまま展示することができるもの。

③　５ 点　　内外装とも軽微な加修をすることにより、６点に準ずるもの。
補修跡が、１～２パネルで良好なもの。
走行　50,000 ㎞以内。

④ ４.５点　　ボンネット、ドア等のボルト取り付け部品で、１パネルのみ交換したもので良好なもの。
キズ、凹みが少々有るもの。
走行 100,000ｋｍ以内。

⑤　４ 点　　目立つ傷、錆が数ヶ所にあるもの。
小の鈑金を必要とするもの。
鈑金塗装済みで、良好なもの。
内装に汚れ、コゲ等が少々あるもの。
オールペイント済みで、良好なもの。
キャンピング車、福祉車輌等のルーフ・フロアーの切開改造。
走行 150,000ｋｍ以内。

⑥ ３.５点　　大小の鈑金や加修を必要とするもの。
部分的に塗装ボケのあるもの。
内装に、めだつ汚れ、コゲ等があるもの。

走行不明車、走行改竄車。
ルーフを除く、溶接取付の外板パネルの交換で仕上げの良好なもの。
色替え車で仕上げの良好なもの。

⑦　３点　外装が全体的にボケているもの、塗装状態の悪いもの。
大小の板金を必要とする箇所が、数ヶ所あるもの。
数ヶ所に腐食、錆のあるもの。
コアサポートより内側・エンドパネルより内側のサイドメンバーに500円玉程度の小凹みがあるもの。

⑧　２点　商品化に大幅な加修を必要とするもの。
各部に腐蝕、腐り穴があるもの。
粗悪車。

⑨　１点　スクラップに近い粗悪車。
商品価値のないもの。
消火器散布車。
冠水歴車

⑩　R点　事故修復歴車。
ホワイトボディ車。

⑪　改　点　改造車。

⑫　職　打　職権打刻車。一部の外車を除く。

※　機関、機構等の異状、改造等によって上記よりさらに減点する場合があります。

（品質基準）

第５条　ＨＡＡは、修復歴車、粗悪車、改造車及び、冠水車、接合車等の品質基準を次のとおりとします。

１．修復歴車とは、次のいずれかに該当する車輌とします。
（ＨＡＡの判断により軽微なものは除く）

・ サイドメンバーの交換、クランプ跡、コアサポートより後ろの部位の破損、修正。
・ 主柱が狂っているもの、及び交換、修正したもの。（外板パネル部は除く）
・ インサイドパネルの交換、クランプ跡、コアサポートより後ろの部位の破損、修正。
・ ルーフを交換したもの。
・ 修復歴判定部位にクランプ跡のあるもの。（ＨＡＡ判断）
・ フロア、トランクフロアの交換、修正したもの、または要するもの。
・ 下廻りのメンバー、フロア、トランクフロアの突き上げで大きく修正したもの、または要するもの。
・ その他、ＨＡＡにて修復歴車に該当すると判断したもの。

２．粗悪車とは、次のいずれかに該当する車輌とします。

・ 腐食のひどいもの。
・ トラック、ダンプ等のセットバック及び、荷台の粗悪なもの。
・ ライトバン等の荷台の腐蝕、凹等、状態の悪いもの。

・ 内装の汚れ、破れ等がひどく、または悪臭が有るもの。

・ 外装がひどく、外見上悪いもの。
・ 機関、機構等、走行機能の劣悪なもの。
・ その他、ＨＡＡにて粗悪車と判断したもの。

３．改造車とは、次のいずれかに該当する車輌とします。
・ エンジン内部の改造、規格外エンジン乗せ替え、社外ターボ、社外コンピューター、ＶＶＣ等の部品を取り付けたもの。
・ ミッション乗せ替え（規格外、外品）、及び改造、ハイドロ装着、ボディーリフトアップ車。
・ その他、ＨＡＡにて改造車と判断したもの。

４．冠水車とは次のいずれかに該当する車輌とします。
・ 水害や浸水により、水または泥等が室内に流れ込み冠水したもの。
・ ＨＡＡが冠水車、及び冠水車の疑いと判断したもの。

５．接合車とは、通称ニコイチ（２台以上の車輌を接合して作った車）で、部分的な中古部品の交換は可。（ＨＡＡ判断による。）

（検査結果の尊重、維持）

第６条　ＨＡＡの検査員が行った検査結果、及び評価点はＨＡＡの検査員以外のものが訂正・抹消することはできません。
なお、出品票の記載事項を改竄した者は厳重処分とします。

クレーム規定

（目　的）

第１条　この規定は、ＨＡＡに出品される出品車に於いて発生する品質問題について、これを建設的に解決し、オークションの公益性と秩序の維持をはかることを目的とします。

（方　法）

第２条　１．問題の解決にあたっては出品店、落札店双方の規定に基づいた前向きの理解と協力によることを第一の方法とします。

２．解決にあたってはＨＡＡが仲介し、規定に定められた範囲により調停を図るものとします。

３．出品店、落札店双方に理解度、協力度が不足することにより解決が難航するときは、ＨＡＡが総合的な判断をもって裁定を行います。

４．ＨＡＡが裁定した結果には、出品店、落札店双方ともこれに従っていただきます。

５．ＨＡＡの裁定に従わぬ場合は、オークションへの参加制限、参加停止等のペナルティを科すものとします。

（落札店義務）

第３条　落札店は、出品車輌を落札し購入する際に十分な下見を行ってください。また、落札後もクレーム申告期限内に落札車輌が出品票と相違がないことを確認し、クレームの場合はＨＡＡを通して申告してください。クレーム申告後、１週間以上ＨＡＡに連絡がない場合、あるいはキャンセル決定後、１週間以内に当該車輌がＨＡＡに到着しない場合は、特別な事由を除いてノークレームとなることがあります。

なお、出品店、及び前名義人に迷惑がかからぬよう、名義変更完了前の走行使用、陸送（自走による移動）等については管理を徹底してください。

１．「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別処置法」『自動車ＮＯＸ法』を適用される車輌が出品されていますが、地域により適用の有無がありますので十分注意してください。落札店からのクレームは受け付けません。（免責。ただし、大型車コーナーは除く。）

２．８ナンバー登録車（キャンピング、放送宣伝車等）は各陸運支局により基準が異なるため、装備品に関するクレームは免責とします。

３．保証書及び後日部品（リモコン、キーレス、ＣＤロム等）に関して、書類到着後も付属品未着の場合は速やかに申告して下さい。書類発送後７日で免責となります。

但し、書類未発送分については、オークション開催日を起算日として、１５日目までの申告となります。

作動不良の後日送り部品のクレーム申告期間は現物発送日を含む５日間とします。

４．落札店が名義変更完了前に走行使用し、出品店に駐車違反（めいわく駐車)、スピード違反、その他の車輌放置など警察から旧名義人への呼び出し、問い合わせ等の迷惑等が発生した場合、ペナルティ５万円を請求します。

５．検査付車輌で現車にプレートがついていなかった場合の問い合わせは、落札店への書類到着後１週間以内とし、その期間を過ぎてからの問い合わせでプレートが無かった場合、落札店にて処理していただきます。

６．落札車両及び名義変更書類等に対するユーザー及び出品店への直接問合せが確認された場合、ペナルティは｛５万円＋ＨＡＡが認めた経費｝とします。
注：オークション開催日より３ヶ月経過の場合は免責とします。（但し、事例に応じてＨＡＡ判断とする。）

（クレーム処理基準）

第４条　クレーム、及びトラブルの申立の受付、及び処理基準は次の通りとします。

１．クレーム等の受付期間は開催日を含む７日以内（翌週の金曜日正午まで）としますが、内容により受付期限が異なるものがあります。また、出品店への連絡は受付後速やかに行いますが、電話連絡等で出品店に連絡がつかない場合は、出品店に連絡がついた時点で受付とします。（後日送り部品等でクレーム期間内に確認が出来ない部品等は、後日部品発送後５日以内の受付とします。）
※クレーム申し立ての延長については、ＨＡＡが指定した地域に登録の会員様に限り開催日翌週の月曜日（１７：００）までを期限としＨＡＡに専用申告用紙に必要事項を記載しＦＡＸにて申告し、かつ搬出期限内（開催日の翌週火曜日１７：００）までにＨＡＡが搬出を確認したものとします。尚、延長の期限は落札車輌が落札店に到着した翌日１７：００を限度とし延長を認めるものとしますが、ＨＡＡがやむ得ない事情によると認める申し立ての延長についてはこの限りではありません。
ＨＡＡ指定地域
沖縄県・栃木県・群馬県・福島県・茨城県・宮城県・山形県・岩手県・秋田県・青森県・北海道・その他、ＨＡＡが認めた地域

２．クレームの処理は部品供給、相応の値引きをもって解決することを基本としますが、契約の解除（キャンセル）で処理する場合もあります。

３．クレームの内容がメーカー保証で対応出来る場合、メーカー保証にて処理していただきます。

４．輸入車は、エンジン（過給器）、ミッション（４WD機構）、デフの本体と色替え、エアバッグの欠品及び事故修復歴と評価点Ｒ点の事故内容違い（ルーフ交換、フロア交換、サイドメンバー交換、ダッシュパネル交換）の未記入と正規輸入車（通称：ディーラー車）に限り新車登録（日本国内）より３年未満かつ６万ｋｍ以内の車輌（セールスポイント記載事項を除く）を対象とし電装主要部品（※１）・特殊サスに限りクレーム受付致します。（出品制限車・オークション出品票の書き間違い等もクレーム対象となります。）
※１エンジン及びミッション、コンピュータ、エアコン（ＨＡＡ指定部品に限り）、オルタネーター、スターターモーター、フューエルポンプ（いずれも純正部品を対象）

５．事故等でエアバックの作動済は明記して下さい。記入のない場合は欠品扱いとなり、クレーム対象となります。（セールスポイントに表示していない場合でも、エアバッグ標準装備の場合はクレーム対象となります。）

6．盗難等による消火器散布車は１ケ月以内の受付で、落札店よりキャンセル出来るものとします。(出品制限車ではありませんので、出品票で申告することにより出品できます。)キャンセルの場合、陸送代とキャンセルペナルティの支払いとし、加修費等の支払いは発生しません。

7．商談及びR点での落札は、エンジン、ミッション、デフの本体、色替え、エアバッグの欠品及び事故修復歴と評価点 R 点の事故内容違い（ルーフ交換、フロア交換、サイドメンバー交換、ダッシュパネル交換）の未記入の場合に限りクレーム受け付け致します。(出品制限車やリスト書き間違い等もクレーム対象となります。)

8．Ｐ／Ｗ・Ｐ／Ｍ・オーディオ・マフラー・触媒・ショック（特殊サス・ショックは除く）の不良については､搬出期限の翌週火曜日の午後 5 時迄に搬出確認の有る車輌に限り、オークション開催日を含む 7 日以内（翌週金曜日の正午まで）の受付とし､登録 3 年未満、または走行距離 6 万 km 以内の車輌とします。

9．Ａ／Ｃ（ＨＡＡ指定部品)、オルタネーター、サンルーフ、パワーシート、スターターモーター、電動カーテン、特殊サス（ＴＥＭＳ・エアサス等)、純正ナビ本体、等の不良については、登録５年未満または走行６万ｋｍ以内の車輌とします。(セールスポイント記載を除く)

10．標準装備品の欠品、改造、規格外装備品等の明記されていない場合（ヘッドレスト・シフトノブ・灰皿・スイッチ類等の HAA が軽微と判断する部品）は搬出期限の翌週火曜日の午後 5 時迄に搬出確認の有る車輌に限り、オークション開催日を含む 7 日以内（翌週金曜日の正午まで）の受付とします。

11．レスオプションで、レスした部品を記入していない場合。

12．内外装（ガラス含む）のクレームは免責ですが、オークション終了後１時間以内、かつ検査員の確認で評価に著しい違いが生じる場合にのみ受け付けます。

13．色違い（カラー№記載無き場合）のクレームは、設定の有無等を確認の上で HAA 判断とし、車種・年式・距離・価格・評価点等に関わらずオークション開催日を含む 7 日以内（翌週金曜日の正午まで）の受付とします。

また、カラーＮｏ.記載有りの場合、原則はそれを優先としますが、パール白・シルバー・黒表示等で、ＨＡＡが認めた場合はその限りではありません。

14．年式とモデルが違う場合。

15．車歴表示がされていない場合（レンタカー、営業車、特殊用途車等)。未記入の場合は自家用とみなします。

16．積算計の不良は、開催日を含む７日以内（翌週金曜日の正午まで）の受付で落札店よりキャンセルできるものとします。ただし、陸送代の支払いのみとし、キャンセルペナルティ、加修費等の支払いは発生しません。

17．出品票に正しく記載すべき事項が記載されていない場合や誤解を招くような不適切、あるいは紛らわしい書き方をした場合。(ＨＡＡ判断)

18．ドア、形状の書き違いはオークション開催日を含む７日以内（翌週金曜日正午まで）とします。

19．検査付車輌でオークション終了時に現車にナンバープレートがついてない車輌、かつ出品票の出品店記入欄に「プレート後日渡し」と記入していない場合は、落札店から

の申告によりオークション当日（終了後１時間以内）のみ無条件キャンセル（ノーペナルティ）を受付けます。

20．検査期限の書き違い（書類発送後１０日以内）

① 軽自動車…… １ヶ月 ￥３，０００－

② 小型車、（５・７NO.）小型貨物車、（４NO.）…… １ヶ月 ￥５，０００－

③ 普通車、（３NO.） 普通貨物車、（１NO.）…… １ヶ月 ￥６，０００－

（6ヶ月以上異なる場合と、残り月数が6ヶ月未満になる場合は、落札店よりのキャンセル可）

21．付属品及び（保証書等）の有無（書類発送日を含む７日以内）

※ オークション開催日を起算日として、１５日目までを入庫期限とし、１７日目からクレーム対象としてクレーム処理をします。但し、起算日より１２日目～１５日目までに落札店より申告が入った場合は、連絡を受けた日より５日間クレーム処理期間とします。

保証書取扱いについて

保証書欠品の場合はキャンセル又は、減額価格３万円～１０万円の範囲内で、落札金額の３％を目安とします。保証期間切れのものは、減額価格１万円 ～５万円の範囲内で、落札金額３％を目安とします。（キャンセル不可）但し、落札価格３００万円以上の場合はキャンセル可

22．ユーザーコーナー（出品ブロック 別表Ⅰ）の成約車については、出品店が出品条件義務違反した場合、ペナルティ対象となります。

① クレーム受付期間は、書類発送後１０日以内とします。

② 値引きの場合、一律１０万円とします。

③ キャンセルの場合、｛ペナルティ12万円（落札店10万円、ＨＡＡ手数料２万円）＋陸送費｝でキャンセルできるものとします。

④ 車検付で成約したにもかかわらず出品店が誤って抹消登録した場合、元々の検査期限がオークション出品当月であった場合に限り５万円の値引き、または｛ペナルティ７万円（落札店５万円、ＨＡＡ手数料２万円）＋陸送費｝でキャンセルできるものとします。

⑤ 車検証コピーの貼り間違い・紛失は、基本的にはペナルティの対象としますが、その車輌に何ら支障が考えられない場合はＨＡＡの裁定に従っていただきます。

※ 上記値引き、キャンセルについては落札店に選択権があるものとします。

・名義変更（軽四輪を含む）は必ず、翌月末までに実行してください。

・書類期限を切らした場合は、差し替えペナルティとして｛10万円十実費｝を請求します。

23．契約の解除（キャンセル）を伴う重要事項のクレームは、別表Ⅲに定めます。

24．その他、出品規定、検査規定等で定めた事項にそぐわない品質状況が認められた場合。

（免 責）

第５条 次の行為、及び項目に該当する場合は免責とし、クレームは受け付けません。ただし、ＨＡＡが免責不相当と認めた場合はこの限りではありません。

１．クレーム申し立て前、または申し立て中に第３者へ転売した場合。（オークション会場

での成約を含む）

２．クレーム申し立て前、または申し立て中に加修、修理、名義変更（書類への書き込みも含む）等をした場合。

３．クレーム代金（主要部品単品の価格）が２万円以下の場合。輸入車は５万円以下の場合。

４．①落札価格が20万円以下の車輌。（出品制限車、オークション出品票内容の書き間違い、セールスポイントに記載されたもの等、エンジン、ミッション本体を除く）
②落札価格が１０万円以下の車輌。（出品制限車、オークション出品票内容の書き間違い、セールスポイントに記載されたもの等を除く）

※処理基準

減額請求としますがクレーム処理に至る減額金額は、HAA神戸が定める基本金額とし減額金額の限度を車輌落札金額の２５％未満とします。

５．初年度登録年より10年以上経過した車輌。ただし、落札価格２０万円以下を除き、エンジン、ミッションの本体と修復歴の有無、さらに出品制限車やリスト書き間違い等はクレーム対象とします。

６．走行距離10万Ｋm以上走行の車輌及び走行不明車。但し、色替え・エアバッグ欠品及び・事故修復歴と評価点Ｒ点の事故内容違い（ルーフ交換・フロア交換・サイドメンバー交換・ダッシュパネル交換）の未記入と走行不明車を除く走行距離10万ｋm以上の車両で落札価格７０万円以上の場合に限り、ミッションの本体の不具合をオークション開催日を含む7日以内（翌週金曜日の正午まで）の受付とします。

７．改造車。但し、色替え、エアバッグの欠品及び、事故修復歴と評価点Ｒ点の事故内容違い（ルーフ交換、フロア交換、サイドメンバー交換、ダッシュパネル交換）の未記入の場合に限りクレーム受け付け致します。（出品制限車やリストの書き間違い等もクレーム対象となります。）

８．同一車輌で２回目以降のクレーム申し立て（受付期限の異なる内容の場合を除く。ただし、クレーム期限の（短）→（長）の場合のみ）

９．純正以外の部品。（セールスポイントに記載の部品は除く。但し、値引き金額等はＨＡＡにて判断致します。）

10．内外装の損傷。

11．出品車輌に付随されて落札されたもの（ジェットスキー、ボート、単車等）。

12．日本国外に輸出された車輌。（いかなる理由でも、クレームは受け付け致しません。但し、出品店は事実確認後、ＨＡＡの裁定に従うこととします。）

13．ＴＶ、ナビ、オーディオ、エアサスキット等で、出品票に記入のない場合の盗難及び不良。

14．メーター改竄、交換や盗難車の日本国外の資料は証拠資料とは致しません。

15．クレーム虚偽申告。（申告後の見積り等についてはＨＡＡが虚偽と判断した場合。）

16．消耗品。（ＨＡＡ判断による。）

17．８ナンバー登録車輌。（キャンピング、放送宣伝車等）の装備品。（各陸運支局により基準が異なる為。）

（事実の確認）

第６条　クレームを公正に行うために、ＨＡＡは事実の確認を独自の方法で行います。

１．ＨＡＡの検査員、及び代理人による出張確認。

２．ＨＡＡに車輌を引き取った上での確認。

３．その他の方法による確認。

４．事実の確認に要した費用は、クレームが事実の場合は出品店負担とし、事実でない場合は落札店負担とします。（ＨＡＡ判断）ただし、見積もり等にかかる費用は落札店負担とします。

５．クレーム内容（申告後の見積り等）についてＨＡＡが虚偽と判断した場合、ノークレームとなる場合があります。

書類名義変更規定

（書類の決裁）

第１条　１．出品店は、成約車輌の移転登録、または新規登録に必要な書類を、当該オークション開催より７日以内（翌週金曜日まで）にAS⇊　∂ＨＡＡへ提出してください。

２．落札店は、検査付車両の書類を受領した後、当該オークション開催日の翌月末まで、または名変期限が指定されている場合は指定日までに名義変更手続きを完了し、速やかに検査証のコピーをAS⇊　∂ＨＡＡに提出してください。

（書類の完備）

第２条　１．書類期限について、印鑑証明書、委任状、その他名義変更に必要な書類の有効期限は原則として、オークション開催日の翌月末まで必要とします。

２．出品票に書類期限を記入しているものは上記の限りではありませんが、オークション開催日の当日を起算日として２１日以上（翌々々週金曜日以上）の書類期限は最低必要とし、それより短いものについてはリストに記入しても無効とします。
落札店において書類期限を切らした場合、出品店は差替する義務を負うこととしますが、それに要する日数について落札店よりの苦情は受け付けません。

３．出品票に書類期限を記入していない場合で、セリ終了後に出品店の依頼を落札店が承諾した場合に限り、早期名変手数料として出品店から２万円を徴収し、落札店に支払います。

４．検査付出品車輌で検査満了日の翌日まで自賠責証券の添付されていないものは、リストにその旨を記入しても無効となり、書類を受け付けません。（出品店にて加入していただきます。）

５．オークション開催日の翌々月１日より車検有効期限の短い登録車を検査付で成約した場合、継続検査用納税証明を添付すること。（名変期限付出品であっても同様とし、添付のない場合は書類不備の扱いとします。）
又、同年度内に車検が満了になる車輌についても、継続検査用納税証明書の添付を必要とします。但し、後日請求後の提出も可能とします。（書類不備扱いとはしません。）
継続検査用納税証明書の請求は車検満了月の前月より受け付けします。
落札店より請求があった場合、出品店は１０日以内に事務局へ提出するものとします。
※ 提出が請求日より１１日以降となった場合、出品店に対し納税証明書提出遅延ペナルティとして、１０，０００円を請求します。（以降１０日ごとに１万円加算）

６．名義人死亡書類、名義人破産（裁判所判定許可申請付書類・法人解散後清算を結了している場合）、W移転書類（いずれも抹消書類は除く）は出品不可とし、書類は受け付けません。上記が成約後に判明した場合は一旦、出品店名義に変更していただきます。
（落札店よりのナンバープレート回収が必要となる場合は、落札店の了解を必要とします。）

７．検査無出品にもかかわらず、移転登録用譲渡書類が出品店より届く場合がありますが、抹消謄本が原則であり、書類不備として受け付けません。

８．自賠貴保険の譲渡証は必要に応じて、出品店に請求します。その場合、出品店は速やかに手配し、AS⇊　∂ＨＡＡまで送付してください。

~~９．書類の落札店への送付は、代金精算日（銀行振込確認日）の翌日の発送となります。~~

10．他府県登録のみ有効となる委任状は、原則として受け入れません。（ただし、落札店が該当する登録地域でない場合は例外とします。）

11．事業用ナンバー（緑ナンバー、黒ナンバー）登録のままでの出品はできないものとし、出品店に自家用の登録をしていただきます。（抹消している場合は除きます。）

12．自賠責保険の使用の本拠が沖縄県や離島等で保険料が本土と違う場合、差額を出品店負担とし、本土で使用可能な状態にしていただきます。

13．リサイクル預託済金額が申告されている車輌は、預託証明書（リサイクル券）を添付すること。（添付のない場合は、書類不備とします。）
（預託済であることを確認した押印、シール貼付は預託済とします。）

~~（書類受付・時間について）~~

~~第３条　ＨＡＡへ直接書類を持ち込みする場合、月～金曜日の午前９時３０分から午後５時までに到着したものは本日分の受付となりますが、５時以降は翌日扱いとなります。ただし、オークション当日は、オークション終了後１時間まで当日受付をします。また、日曜日の書類受付はしません。~~

（抵当権設定車輌）

第４条　抵当権設定車輌、または差押え等の事実が成約後に判明し、落札店がキャンセルを希望しない場合、出品店責任ですべての費用を負担し、抵当権または差押え解除の処理をすることとします。

（書類遅延ペナルティ）

第５条　１．オークション当日を起算日とし

~~・１１日目から発生　　￥１０，０００~~
~~以後２９日目まで、１日につき￥２，０００を加算（土、日曜日もカウントします。）~~

・３０日目～　　一律　￥１００，０００

・開催回次を含め 5 開催日目（29 日目）迄に書類が入庫しない場合、落札店の意向によりキャンセルできるものとします。

《キャンセルの場合》

・ペナルティ￥１００，０００　＋　全手数料　＋　実費

※　実費とは落札店における損害金額とし、販売利益は含みません。

２．書類の一部不備による遅延も上記と同様の取り扱いとなります。
また、名変中等によりプレート後日渡しとなり、プレートの到着が出品店の発送忘れ等で遅延した場合は、書類遅延ペナルティに準じます。

※ ナンバープレートの外し忘れにより抹消されていないものや、有効期限が短いため差替えを要するもの等、不備書類として受け付けたものは正当な書類が揃った時点

での受付となりますので、抹消や差替えが遅れた場合は遅延ペナルティの対象となります。

○　長期休業期間にかかる場合は別途事務局判断とします。

（差替えペナルティ）

第６条　書類の期限を切らして差替えをする場合は、次の通りのペナルティとなります。

１．ユーザーコーナー以外

・ディーラー・専業者名義の場合
・ユーザー名義の場合　　￥３０，０００

※ ユーザー名義で実費が￥３０，０００以上かかる場合はＨＡＡの判断により、その要した実費とします。

２．ユーザーコーナーの場合

￥１００，０００

名義変更期限付ユーザーコーナー

￥　５０，０００

３．書類期限リスト記入の場合、

￥　１０，０００

４．書類紛失・盗難による一式再発行や書き損じによる書類差替えは、ＨＡＡの判断により別途ペナルティを科す場合があります。

（プレート手数料）

第７条　検査無車輌で現車にプレートがついたまま落札店に届き、落札店が抹消を希望する場合、出品店よりペナルティとして￥５，０００を徴収します。（落札店には￥４，０００を支払い、ＨＡＡ手数料￥１，０００とします。）

（名義変更届出）

第８条　１．落札車輌の名義変更（移転登録・抹消登録）は開催日の翌月末まで、若しくは翌月末より短い期日がある場合、その指定日までに完了し、その写しを名義変更期限日の翌月 **5** 日迄にＨＡＡへ送付してください。尚、抹消登録された場合は早急にコピーを送付してください。

２．名変期限が翌月末より短い車輌（期限付出品車輌）を落札した場合、出品店の申告期限内に名義変更が完了していなければ名変遅延ペナルティの対象となります。

~~３．名義変更期限日の翌月 **5** 日迄に名変コピーがＨＡＡに到着したものに限り、通常通りの自動車税相当額及び名義変更保証金の精算を行います。以後の自動車税相当額・保証金・ペナルティ等のクレームは受け付けません。~~

~~４．郵送もしくは、ＦＡＸにて名変コピーを送付される場合は、オークション開催日、回次、出品番号を送り状、または名変コピーに必ず記入してください。記入がない場合は受入できないことがあります。~~

~~５．出品店への名変コピーの返却は、専用封筒にて郵送しますので保管してください。~~

６．軽自動車の転入手続きに際しては、軽自動車変更（転出）申請書を所轄市区町村に

提出し、前所有者・使用者に税請求が発生しないようにしてください。

~~（閲覧手数料）~~

~~第９条　１．名義変更期限日の翌月 **5** 日を過ぎて名変コピーがＨＡＡ届かない場合、ＨＡＡで現在登録証明をあげますので手数料￥1,000 円以上を徴収し、併せて抹消登録の場合は自動車税相当額預り金の精算は移転登録時と同様の精算とします。~~

~~２．オークション開催日の翌月 20 日頃に「名変お伺い書」、翌々月３日頃に「名変督促状」をＦＡＸ、または郵送にて送付しますので必ず確認の上、名変コピーを送付してください。送付いただいた名変コピーで写りが悪い場合等がありますので、特にＦＡＸ送信された場合は送付枚数と受信状況を電話にて確認して下さい。~~

~~３．軽自動車の名義変更保証金は、名義変更期限日の翌月 **5** 日を過ぎて名変コピーがＨＡＡに届かない場合は没収します。~~

（名変遅延ペナルティ）

第 10 条　１．落札車の名義変更が翌月末より遅れた場合、遅延ペナルティとしてユーザーコーナーは３万円、名義変更期限付ユーザーコーナーは１万円、それ以外のコーナーは２万円を徴収します。

出品リストに翌月末より短い名変期限を記入しているものについては、その期限内に名変されていない場合は、１万円を申し受けます。

さらに返送期限に遅れた場合は６日目に１万円加算し以降、７日毎に１万円加算します。

但し、書類差替え期間中はペナルティの加算は免除する。

※上記のペナルティは差替えペナルティとあわせて著しく書類の到着が遅延した場合、また一部不備等の原因があった場合は、ＨＡＡの判断により徴収する金額を変更する場合があります。

２．軽自動車の名義変更後のコピーが入手できないとＨＡＡが判断した場合、さらに１万円を追徴することになります。

３．２月開催以前（または、３月の第２週目までのオークションで３月中に名義変更できる条件付き）の落札車の名義変更が３月末までにされなかった場合、年度越えペナルティとしてさらに１万円を徴収します。

（各種ペナルティの精算）

第 11 条　各種ペナルティには金額に違いがあることを理解していただき、出品前に自社名義に変更する等、注意して下さい。

※ 前月の落札車を今月に名変期限付出品される場合に、最終落札店が名義変更を遅延した時は、受け取りと支払いのペナルティ金額に差額が生じることがありますが、ＨＡＡではペナルティの差額に対して補填は行いません。

（自動車税相当額再精算）

第 12 条　落札店が移転登録後、同一年度内に抹消登録を行った場合、落札店よりの申告により自動

車税相当額の再精算が出来るものとします。落札店は、抹消登録後そのコピーを速やか⌐AS⇊　∂HAA 事務局へ提出するものとします。受け付け期限は抹消登録月の翌月 5 日迄とします。抹消登録月の翌月を起算日として、年度末迄の未経過相当額を出品店へ請求し落札店へ支払う「逆請求」を行います。精算方法は、計算書の訂正欄にて表示し精算します。

※　指名債権譲渡書類等（還付委任状）の受付は行わず、出品店は還付書類を自ら保管し名義変更結果により還付手続きを行って下さい。

（自動車税の未納、税止め不備）

第 13 条　１．名義変更が完了し、自動車税返金後に自動車税の未納が判明して落札店で継続検査を受けることができなかった場合、自動車税未納ペナルティとして１万円を出品店から徴収し落札店に支払います。

２．落札店で軽自動車税の税止め処理を怠り、翌年度に使用者に税請求があった場合、ペナルティとして１万円を落札店から徴収し出品店に支払います。

３．継続検査時に自動車税の未納、滞納があった場合、落札店はＨＡＡ承諾の上、代理納付も選択出来るものとします。その際出品店は、ＨＡＡの裁定に従うものとします。

~~（規定の変更、追加）~~

~~第１４条　今後の規定の変更、追加はＦＡＸ、出品車リスト、会場内に掲示（１ヶ月程度）する等により告知します。~~

別表　Ⅰ　　第5条 （出品ブロック）

コーナー名	評価点	その他出品条件	
0円売り切りコーナー	R点以上	国産・輸入車	大型車・オレンジコーナー以外の全車（0円売り切り）
乗用車ユーザー初出品コーナー	3.5点以上	国産車	車体の形状がバントラック・1BOXワゴン・HAA基準ミニバン以外 （各ユーザーコーナー出品条件と注意事項参照）
乗用車ユーザー初出品NEXTコーナー（リフレ含む）	3点以下	国産車	
ドレスアップコーナー	1点以上	国産車	
ドレスアップリフレッシュコーナー	R点・職打点	国産車	
乗用車グリーンコーナー	1点以上	国産車	車体の形状がバントラック・1BOXワゴン・HAA基準ミニバン以外
オレンジコーナー	R点以上・職打点	国産・輸入車	走行距離不明車
当日コーナー	R点以上	国産・輸入車	大型車・リサイクルコーナー該当車輌は出品不可
バン・トラックコーナー		国産車	車体の形状がバン・トラック
大型車コーナー	R点以上 職打点	国産 輸入車	積載量2トン以上、定員15名超、全長6m以上、全幅2.2m以上又は 大型バス、マイクロバス、トラクターヘッド、積載車、ダンプカー等(※注意)
ミニバン・キャブワゴンユーザー初出品コーナー	3.5点以上	国産車	車体の形状が1BOXワゴン・HAA基準ミニバン （各ユーザーコーナー出品条件と注意事項参照）
ミニバン・キャブワゴンユーザー初出品NEXTコーナー（リフレ含む）	3点以下	国産車	
ミニバン・キャブワゴングリーンコーナー	1点以上	国産車	車体の形状が1BOXワゴン・HAA基準ミニバン
輸入車コーナー		輸入車	
30MAXユーザー・初出品		国産 輸入車	30万円以下で売切り、レンタUP可（乗用車・ﾐﾆﾊﾞﾝｷｬﾌﾞﾜｺﾞﾝ・輸入車・ﾘﾌﾚｯｼｭ車） （各ユーザーコーナー出品条件と注意事項参照）
リバースコーナー		国産 輸入車	リサイクル・大型車・オレンジコーナー該当車輌は出品不可 自走可能車、10万円以下で売切り
リサイクルコーナー		国産 輸入車	事故現状車及び不動車、車検付車輌はプレート判読可能なこと 積載量2トン以上車出品不可、走行距離不明車出品可能
軽四ユーザー初出品コーナー	3.5点以上	国産車	軽自動車・プレート後日出品可能 （各ユーザーコーナー出品条件と注意事項参照）
軽四ユーザー初出品NEXTコーナー（リフレ含む）	3点以下	国産車	
軽四グリーンコーナー		国産車	軽自動車
リフレッシュコーナー	R点・職打点	国産車	

各ユーザーコーナー出品条件と注意事項

1.オークション開催日以前2ヶ月間にHAAを含むオークションへの出品・業販歴のない車両に限る。
（出品取消車輌・未セリ車輌・ネットオークション流札車輌は除く）
2.各ユーザー初出品コーナーは評価点3.5点以上、走行距離100,000km未満。 各ユーザー初出品NEXTコーナーは評価点3点以下、
走行距離不明車は除く。
3.車歴は自家用・リースのみ。
4.書類期限は翌月末以降。
オークション開催日を起算日として28日以上の書類期限を満たしている場合のみ出品リスト記入により出品可能。
5.再出品条件 ①前回ユーザーコーナーの流れ車輌は可能(要申告、連続1回のみ)
②前回他コーナーの出品取消車輌は可能

注意事項

(※注意)大型車コーナー　容器証明、消防署の証明等特殊な証明の必要な車輌は出品不可。未登録車は出品不可(予備検査付車輌も出品不可)積載量及び乗車定員数は、出品店記入欄に記載していること。
走行距離不明車出品可能、書類期限は翌月末以降(それ以前の日付は出品不可)

別表Ⅲ

契約の解除を伴うクレーム

	クレーム内容	申告期限	ペナルティ	損害賠償基準
1	盗難車・差し押さえ・抵当権設定車・車台ナンバー改竄車	無期限	10万円	・落札代金（クレーム申告がオークション開催日から6ヶ月を越えている場合、HAA神戸オートオークションにおける取引価格による） ・AA手数料　2万円 ・陸送費用、経費でHAAが裁定した範囲内の金額で損失利益を除く費用の実費
2	接合車	AA開催日より6ヶ月以内		
3	冠水車	AA開催日より6ヶ月以内	5万円	・落札代金 ・AA手数料　2万円 ・陸送費用、経費でHAAが裁定した範囲内の金額で損失利益を除く費用の実費
4	オドメーター改竄・交換車	AA開催日より6ヶ月以内	5万円	・落札代金 ・AA手数料　2万円 ・陸送費用、経費でHAAが裁定した範囲内の金額で損失利益を除く費用の実費
5	オドメーター交換車（社外・規格外メーター及び、目視、後日送付品にて判断可能とHAA神戸が認めた場合）で、走行距離が変わる場合	AA開催日より1ヶ月以内	5万円	・落札代金 ・AA手数料　2万円 ・陸送費用、経費でHAAが裁定した範囲内の金額で損失利益を除く費用の実費
6	オドメーター交換車（社外・規格外メーター及び、目視、後日送付品にて判断可能とHAA神戸が認めた場合）で、走行距離が変わらない場合	AA開催日より1ヶ月以内		・落札代金 ・AA手数料　2万円 ・陸送費用
7	オドメーター改竄疑い車（記録簿等の訂正でHAA神戸が実走行と確認できた場合）	AA開催日より6ヶ月以内		・落札代金 ・AA手数料　1万円 ・陸送費用
8	走行不明車（＃）がメーター改竄車（＊）であった場合	AA開催日より1ヶ月以内		・落札代金 ・AA手数料　2万円 ・陸送費用 ・値引き無し
9	消火器散布車	AA開催日より1ヶ月以内	2万円	・落札代金 ・AA手数料　2万円 ・陸送費用、経費でHAAが裁定した範囲内の金額で損失利益を除く費用の実費
10	ミッション乗せ替え（AT⇔MT・規格外等）	AA開催日より1ヶ月以内	2万円	・落札代金 ・AA手数料　2万円 ・陸送費用、経費でHAAが裁定した範囲内の金額で損失利益を除く費用の実費
11	エンジン載せ替え（規格外エンジン・ボアアップ等でHAA神戸が裁定した内容）	AA開催日より1ヶ月以内		・落札代金 ・AA手数料　1万円 ・陸送費用、経費でHAAが裁定した範囲内の金額で損失利益を除く費用の実費
12	年式・車検の有無・車歴の書き違い（レンタカー・事業用等）	書類発送後10日以内	2万円	・落札代金 ・AA手数料　2万円 ・陸送費用
13	登録月違い、型式・排気量違い（HAA判断）、コーションプレート違い、特殊用途（キャンピング、放送宣伝車等）の未記入と誤記入、V⇔W書き間違い及び変更登録未記入、指定用途（土砂禁等）の未記入、乗車定員の変更及びバン形状の2人・3人乗り等（未記入の場合）	書類発送後10日以内		・落札代金 ・AA手数料　1万円 ・陸送費用
14	修復歴車、溶接部品交換車、改造車、積算計の不良、登録遅れ、モデル違い、ドア・形状の書き間違い、マニュアル車のクラッチレス未記入	AA開催日より7日正午まで		・落札代金 ・AA手数料　1万円 ・陸送費用
15	PS、PW、AC、ターボの有無、シフト違い、車名違い	AA開催日より7日正午まで		・落札代金 ・AA手数料　2万円 ・陸送費用
16	グレード違い（限定車、記念車、パッケージ等含む）	書類発送後10日以内		・落札代金 ・AA手数料　2万円 ・陸送費用

※上記1の項目で、完全な所有権の移転が出来ない車両（盗難車等を理由とし車両または譲渡書類が裁判所の保全決定、刑事事件の証拠として差押押収された場合、出品店へ車両または譲渡書類の返還なしに契約を解除することができる。
※上記12の年式の項目で、落札車両の年式が出品票記載の年式より高年式であり何ら支障が考えられない場合、HAA神戸の裁定により受付できない場合があります。
※上記13の登録月違いの項目で、落札車両の登録月が出品票記載の登録月より新しい月であり何ら支障が考えられない場合、HAA神戸の裁定により受付できない場合があります。
※上記16のグレードの項目で、落札車両のグレードが出品票記載のグレードより上級グレードであり何ら支障が考えられない場合はHAA神戸の裁定により受付できない場合があります。
※タイミングベルト、オイル交換等ステッカーによる走行違いのクレームは受付しておりません。
※車載又は、後日送付書類にて知り得る走行距離に関するクレームは、AA開催日より1ヶ月以内の受付期間となります。
※セットアップメーター交換車の未記入に関するクレームは、AA開催日より1ヶ月以内の受付期間となり、一律値引き5万円の処理となります。
※損害賠償基準の経費とは加修費・名義変更等の費用で、HAA神戸が裁定した範囲内の費用を実費とします。

別表　Ⅳ

リサイクルコーナー

外装の損傷が大きい事故車輌及び冠水車・フォークリフトで移動可能な不動車が出品できます。

事故現状・不動車でオドメーターの走行距離表示不良車・欠品車も出品できます。

リサイクルコーナーの定義：外装の損傷に伴い、HAA神戸の検査基準で事故車となるもの、または機関・機構部位の不良及び損傷等に伴い不動車となるもの。

出品店の申告でHAA神戸が事故現状車または不動車と認めた車輌

冠水車及び事故の破損による、または、電機系統トラブル等によるオドメーターの表示不良車及び欠品車

その他、HAA神戸が事故現状車または不動車と判断した車輌

出品対象車条件：①　車輌として必要最低限の装備、エンジン、ミッション、ハンドル、等に欠損がなく、自力またはフォークリフトよって移動可能なこと。

（　但しフォークリフトによっての移動の際に生じる破損については出品店・落札店ともノークレームとする。）

②　事故現状・不動車のオドメーター表示不良車・欠品車は走行不明車として出品可能

③　車台ナンバーは、判読可能なこと。また、車検付車輌は、ナンバープレートがあり判読可能なこと。

④　譲渡書類が完備できること。

⑤　損害保険請求中等、係争中でないこと。

⑥　危険車輌、法的問題車、抵当権付車輌でないこと。

⑦　「大型車コーナー」車輌に該当しないこと。

検　　査：検査は、行ないません。また、出品店記入欄、セールスポイント欄はすべてHAAにて消去させていただきます。（オドメーターの欠品は表記します）

（但し、HAAの判断により、出品店申告内容を表記したままの方が好ましいと判断した場合はこの限りではありません）

評価点は「現」と記載します。

出 品 方 法：リサイクルコーナーの搬入は、月曜日より金曜日までとします。（オークション開催日、日曜日は受付しない）

受付時間：月曜日～木曜日　午前９時３０分から午後５時３０分まで　　金曜日　午前９時３０分より正午まで（時間厳守）　当日出品はありません。

出品票の希望出品ブロックの空スペースに「リサイクル」または「事故現状」「不動車」「冠水」とご記入ください。

搬入場所は、車輌搬入口の係員の指示に従ってください。

搬　　出：自走可能車は、通常搬出ルールに同じ。

不動車の搬出時間はオークション翌週月曜日以降の平日午前９時３０分から午後５時３０までの間とします。（オークション開催日及び日曜日は搬出不可）

また、不動車の搬出の際は、セフティローダー（４トン車まで）または、平ボディー車にてお引取り願います。

但し、開催日より１４日以上搬出されなかった場合は、放置ペナルティがかかりますのでご注意ください。

ク レ ー ム：出品票の記載事項の相違、メーターダウン車、法的問題車、抵当権設定車以外は、内外装・装備関係・機関関係等を含め一切ノークレーム。

但し、HAA神戸が免責不適当と認めた場合は、この限りではない。

書類遅延・差替、名変遅延、交通違反や旧名義人への迷惑行為によるペナルティは通常通りとなります。

そ　の　他：『リサイクルコーナー』出品車は、下見サービス対象外となります。

リサイクルコーナー以外の出品ブロックをご希望の場合でHAA判定の結果、リサイクルコーナーに該当する車輌は自動的にリサイクルコーナー出品となります。

落札時のご注意：・内外装・装備・機関については一切ノークレームです。

・事故及び電気系統トラブルによるオドメーター表示不良車・欠品車については走行不明にて出品可能です。この場合、現メーター表示も不明な場合がありますのでご注意ください。

・このコーナーに限り冠水車も出品可能です。但し、冠水車の申告義務はありません。落札後、冠水が発覚しても一切クレームは受付しません。

・フォークリフトによって移動または積み込みする場合、十分注意を致しますが、出品車輌及び積載車輌の一部を破損させる可能性があります。この場合についてもクレームは受付致しませんので悪しからずご了承願います。

・ガラス欠品車等の降雨による被害については、免責事項となります。

別表　Ⅴ

リバースコーナー

出品対象車　：　低年式・多走行・低価格車等で自走可能な車輌
１０万円以下で売り切っていただける車輌
事故現状車該当車・大型車コーナー該当車・走行不明車以外の車輌

出品方法　　：　オークション出品票の希望出品ブロック欄に「リバース」等を記載してください。
また、そのとき調整金額を 11.5 万円以下でご記入ください。
上記、調整金額未記載でかつ調整室にもお越しにならない場合、応札が１０万円を越えれば売り切らせていただきます。

	ワンチャンスサービスルール	
会場	HAA 神戸	
サービス名称	ワンチャンス	セリ前ワンチャンス
掲載対象車輌	次回のオークションへ再出品される流札車 但し、以下の車輌は掲載対象外とします。 ■セリ終了後に車輌情報が訂正されたもの ■リサイクルコーナーの出品車	①次回のオークションへの新規出品車 出品される際、セリ前ワンチャンス価格の記入があり、火曜日16:00までに会場へ搬入受付された車輌 ②次回のオークションへ出品される前回分の落札車 但し、以下の車輌は掲載対象外とします。 ■リサイクルコーナーの出品車 ■走行管理システムにて異常判定された車輌
公開・落札可能期間	日曜日9時～金曜日正午	月曜日正午～金曜日正午
名義変更期限 譲渡書類有効期限	流札となった開催日の期限	次回オークション開催日の期限
落札店都合 キャンセル	【申告期限】 成約翌営業日の17時まで。但し、掲載最終日に関しては、成約当日の17時まで。 (但し、車輌搬出後の落札店都合キャンセルは不可) 【キャンセル費用】 (1)ペナルティー 250万円を超える場合:車両代金の2% 250万円以下の場合 :50,000円 (2)キャンセル手数料 30,000円(税別)	
成約車輌搬出	【営業時間内成約】 成約当日搬出可 【営業時間外成約】 成約翌営業日10時以降搬出可	
成約車輌 搬出期限	日曜日の落札→木曜日9時まで 月・火・水曜日の落札→金曜日9時まで 木・金曜日の落札→翌週月曜日17時まで	
クレーム 申告期限	成約日を含めて6日以内(申告期限日の正午まで) 但し、会場の指定地域(北海道・青森・秋田・岩手・山形・宮城・茨城・福島・群馬・栃木・沖縄県、またはHAAが認めた地域に限り)は、車両到着翌日17:00まで。但し、落札翌日17時までに申告し、搬出期限までに搬出のこと。 事務所休業の場合、翌営業日の正午までとします (その他のクレームの申告期限についてはクレーム規程をご確認下さい。)	
成約結果通知	出品店・落札店双方にFAXにて成約結果をお知らせします	
掲載車輌の 車輌情報訂正	掲載後の車輌情報訂正は不可とします。(訂正が必要な場合には掲載取消しとします)	
出品店都合 キャンセル	【申告期限】 成約翌営業日の17時まで。但し、掲載最終日に関しては、成約当日の17時まで。 【キャンセル費用】 (1)ペナルティー 250万円を超える場合:車両代金の2% 250万円以下の場合 :50,000円 (2)キャンセル手数料 30,000円(税別) (3)HAA神戸が認める実費相当額 (落札店により車輌が既に搬出されている場合)	
クレーム 受付基準	現車セリ落札車のクレーム受付基準と同じ	

平成26年3月1日 改正